

(表)

様式第3 (第5条関係)

起案		令和	年	月	日
決裁		令和	年	月	日
課長		係長		係	

(No.)

墓地返還届

使用者番号

墓地名 〇〇 墓地 〇 等 〇 号 〇 番 〇〇 m²

使用許可年月日 明治・大正・**昭和**・平成・令和 〇〇 年 〇 月 〇 日

使用者 住所 鹿児島市山下町11番1号
(ふりがな) かごしま たろう
 氏名 鹿児島 太郎

上記のとおり許可されていましたが**改葬**・未建立・その他()のため不用となりましたので、鹿児島市営墓地条例第11条及び鹿児島市営墓地条例施行規則第5条第2項の規定により、原状に復し、墓地内全ての施設物を撤去して、返還します。

なお、この返還について、親族その他関係者から異議が生じた場合は、私が責任をもって解決します。

令和 〇〇 年 〇 月 〇 日

届出人 本籍 鹿児島市山下町11番地
 〒 892 — 0848

住所 鹿児島市山下町11番1号
(ふりがな) かごしま じろう
 氏名 鹿児島 二郎 (署名又は記名押印)

使用者との続柄 次男

連絡先 自宅	099	—	216	—	1301
携帯電話		—		—	

撤去予定年月日 令和 〇〇 年 〇 月 〇〇 日

撤去業者名

株式会社 〇〇石材

鹿児島市長 殿

図面整理	台帳整理	管理人通知

【添付書類】①墓地原状回復作業届②戸籍謄本等(戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本)
 ③届出人の本籍地入りの住民票(市外居住者のみ)④家系図 ⑤墓地使用許可証(紛失時は裏面「特記事項」にチェック) ※②④は使用者本人の届出時は不要

鹿児島市営墓地条例第11条

使用者は使用地の全部又は一部が不用になったときは、その場所を原状に復し、すみやかに市長に返還しなければならない。

鹿児島市営墓地条例施行規則第5条第2項

使用者は、焼骨等の改葬により、当該墓地の全部又は一部が不用になるときは改葬許可の申請と同時に墓地返還届（様式第3）をしなければならない。

特記事項

親族 _____ に事前に返還届について、同意を得るべきであるが、現在音信不通であり、確認ができません。

このことにより、異議が生じた場合は、表面に記載しているように私が責任をもって解決します。

届出人 _____ は、身体上の理由により、自署できないため、
(続柄) _____ (氏名) _____ が、本人の確認のもと、代筆
しました。

墓地使用許可証を紛失しました。今後、見つかりましたら返還します。

その他の特記事項

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....